



## HASCO JAPAN CO., LTD.

As agent of Emirates Shipping Line FZE

令和 7 年 9 月吉日

### 【アフリカ輸出】 ケニア、タンザニア向け In Transit Shipment について

拝啓 時下、貴社益々ご清栄の事とお慶び申し上げます。又 EMIRATES SHIPPING LINE をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、ケニアのモンバサおよびタンザニアのダルエスサラームを経由する In Transit Cargo の取り扱いについてご案内致します。

In Transit Cargo の B/L 発行、マニフェスト、通関、およびフリータイムの手配を円滑に行うため、以下の点について、ご確認をお願い致します。輸入手続きの迅速化、輸送遅延回避のため、お客様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

#### **■ Actual Consignee Detail on Request, Booking and Bill of lading**

ケニアまたはタンザニアに所在しない荷受人の場合、荷受人名、住所、および貨物の最終目的地 (ICD/CFS LOCATION) をご提供ください。

荷揚げ港の税関に対して In Transit Manifest の申告をする必要があります。

海上運賃お見積り、ブッキング、フリータイム、および正確な B/L 手配のため、ご協力をお願い致します。

#### **■ In Transit Clause**

モンバサ及びダルエスサラーム経由、荷主様手配による In Transit 輸送の場合、B/L およびマニフェストに、In Transit Clause が必須となります。 ※実際の貨物目的地と輸送責任を明記

したがって、実際の荷受人が荷揚げ港国内に所在しない場合、現地ご担当者様とご確認の上 Shipping Instruction (ACL 及び DR) には適切な情報及び In Transit Clause の記載をお願い致します。

(例)モンバサ港経由でウガンダ、カンパラへ輸送の貨物

-本船荷証券により証明される運送契約は、貨物が「モンバサ港」で荷降ろしされた時点で完了します。

以下はエミレーツの推奨する Clause となりますので、Shipping Instruction (ACL 及び DR) の BODY 欄 (Description of Goods) への記載をお願い申し上げます。

“GOODS IN TRANSIT TO “KAMPALA, UGANDA” VIA “MOMBASA PORT” – THE CONTRACT OF CARRIAGE/AFFREIGHTMENT EVIDENCED BY THIS BILL OF LADING SHALL BE ACCOMPLISHED/TERMINATED AS SOON AS THE GOODS ARE DISCHARGED AT “MOMBASA PORT”. THEREAFTER, DELIVERY OF THE GOODS TO “KAMPALA, UGANDA” WILL BE AT THE RISKS AND EXPENSES OF THE CONSIGNEE OR LEGAL HOLDERS OF THE BILL OF LADING. IN ANY EVENT, THE CARRIER IS ABSOLVED OF ANY LIABILITY WHATSOEVER FOR ANY ONWARD DELIVERY OF THE GOODS”

ご不明な点がございましたらお手数ですがお問い合わせさせていただきますようお願い申し上げます。

以上